		田 7 120
処 分 名	高額介護サービス費等の支給	
処 分 の 概 要	申請に基づき、高額介護サービス費、高額介護予防サービス費を支給する。	
根 拠 法 令 名	介護保険法(平成9年第123号)	
条  項	第51条第1項、第61条第1項	
所 管 課	介護保険課	
経由機関での処理期間		なし
所管課での処理期間		45日
標準処理期間		計 45日
		1 H

審査基準

介護保険法施行令第22条の2の2第1項、第29条の2の2第1項及び、老介発第0908001号高額介護サービス 費等の支給及び居住費等の負担限度額認定等の運用についてを基準とする。

## 【根拠法令等】

## 介護保険法

第51条第1項 市町村は、要介護被保険者が受けた居宅サービス(これに相当するサービスを含む。)、地域密着型サービス(これに相当するサービスを含む。)又は施設サービスに要した費用の合計額として政令で定めるところにより算定した額から、当該費用につき支給された居宅介護サービス費、特例居宅介護サービス費、地域密着型介護サービス費、特例地域密着型介護サービス費、施設介護サービス費及び特例施設介護サービス費の合計額を控除して得た額(次条第一項において「介護サービス利用者負担額」という。)が、著しく高額であるときは、当該要介護被保険者に対し、高額介護サービス費を支給する。第61条第1項 市町村は、居宅要支援被保険者が受けた介護予防サービス(これに相当するサービスを含む。)又は地域密差型介護予防サービス(これに相当するサービスを含む。)又は地域密差型介護予防サービス(これに相当するサービスを含む。)と要した費用の合計額として政

む。)又は地域密着型介護予防サービス(これに相当するサービスを含む。)に要した費用の合計額として政令で定めるところにより算定した額から、当該費用につき支給された介護予防サービス費、特例介護予防サービス費、地域密着型介護予防サービス費及び特例地域密着型介護予防サービス費の合計額を控除して得た額(次条第一項において「介護予防サービス利用者負担額」という。)が、著しく高額であるときは、当該居宅要支援被保険者に対し、高額介護予防サービス費を支給する。

## 介護保険法施行令

第22条の2の2第1項 法第五十一条第一項に規定する政令で定めるところにより算定した額は、要介護被保険者が受けた居宅サービス等(居宅サービス若しくはこれに相当するサービス、地域密着型サービス若しくはこれに相当するサービス又は施設サービスをいう。以下同じ。)に係る居宅介護サービス費、特例居宅介護サービス費、地域密着型介護サービス費、特例地域密着型介護サービス費、施設介護サービス費及び特例施設介護サービス費の合計額(以下「介護サービス費合計額」という。)に九十分の百(法第四十九条の二の規定が適用される場合にあっては八十分の百、法第五十条第一項の規定が適用される場合にあっては百分の百を同項に規定する百分の九十を超え百分の百以下の範囲内において市町村が定めた割合(次項第一号において「第一市町村特例割合」という。)で除して得た割合、同条第二項の規定が適用される場合にあっては百分の百を同項に規定する百分の八十を超え百分の百以下の範囲内において市町村が定めた割合(次項第一号において「第二市町村特例割合」という。)で除して得た割合)を乗じて得た額とする。

第29条の2の2第1項 法第六十一条第一項に規定する政令で定めるところにより算定した額は、居宅要支援被保険者が受けた介護予防サービス等に係る介護予防サービス費合計額に九十分の百(法第五十九条の二の規定が適用される場合にあっては八十分の百、法第六十条第一項の規定が適用される場合にあっては百分の百を第一市町村特例割合で除して得た割合、同条第二項の規定が適用される場合にあっては百分の百を第二市町村特例割合で除して得た割合)を乗じて得た額とする。

※根拠法令や審査基準の内容全てを記載することができない場合は、 それらが記載された文書等の縦覧をもって代えることができる。

